

人吉市農業委員会定例総会

(第9回)

令和3年9月24日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年9月24日
JAくま人吉支所 2階大会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 48 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 49 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 50 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員
会の意見決定について
日程第 4 議第 51 号 非農地証明願について

その他協議報告事項

○ 出席農業委員（8名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簗 田 秀 彦
同	18番	淵 上 澄 雄
同	19番	元 田 和 弘

同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東照
同	24番	東悟
同	25番	原口政廣

○欠席した委員

農業委員	2番	永石栄二
同	5番	恒松信孝

議事録署名農業委員	6番	中嶽修平
議事録署名推進委員	21番	迫田公江

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局長	村口憲彦
次長	和泉光代
主席	豊永英紀
再任用職員	坂井正子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日は、2番委員、5番委員から欠席届が出ています。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和3年第9回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に6番委員、21番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第48号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第1・議第48号 朗読

- （議長）1番について8番委員の調査報告をお願いします。

○（８番委員）おはようございます。議第４８号、農地法第３条の許可申請に対する１番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用地内、面積は２２１㎡です。権利種別が３条の有償移転となります。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。位置図は１ページになります。譲受人の農地の一部に譲渡人の申請地があり、作業がしにくく長年一緒に譲受人が耕作しておりましたが、譲受人が元気なうちに購入をして耕作をしたいということで、今回の申請となりました。現在、きちんと野菜を作っており、問題はないと思われまます。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、５番、７番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。
２番について７番委員の調査報告をお願いします。

○（７番委員）おはようございます。議第４８号、農地法第３条の許可申請に対する２番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外で、面積は４０３㎡となっております。位置図は２ページのとおりです。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。野菜を栽培されます。この土地は家に付属する農地で、元の持ち主さんは亡くなられて、兄弟さんが管理をされておられました。家付きで販売をしておりましたが、家とは別々で譲ることになり、譲受人の家がすぐ傍にありますので、申請地を畑として使いたいということで、購入されることになりました。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、５番、７番に該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について3番委員の調査報告をお願いします。
- (3番委員) おはようございます。議第48号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外で面積は376㎡です。権利種別は3条の所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、場所は別紙位置図3ページのとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大です。譲渡人は高齢で人吉市を離れるということでした。そして、譲受人は親戚関係であることと、譲受人が近くに農地を持っているということをお願いをして売買することになったということです。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当せず、総合判断として許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願い致します。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第2・議第49号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- (事務局次長) 日程第2・議第49号 朗読
- (議長) 1番から3番まで続けて、8番委員の調査報告をお願いします。

○（8番委員）農地法第5条の許可申請に対する1番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用地外、面積は549㎡となっております。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。備考として第三種農地、農業振興地域内、都市計画区域外となっております。譲受人は昨年度の豪雨災害で被災されており、安全な場所を探しておられました。近くに兄弟の方もいらっしゃることから、申請地を選定したということでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第三種農地です。転用区分と転用目的は第三種農地の転用は許可することができます。次に一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく申し上げます。

2番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用地外、面積は330㎡です。所有権移転になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。位置図は5ページになります。備考として第二種農地です。譲受人は昨年の豪雨災害で被災され、現在、アパートに避難されておられます。安全な場所に引っ越したいということで、今回の申請となりました。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第二種農地です。農地の区分と転用目的、申請地は第二種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく申し上げます。

続きまして、農地法第5条の許可申請に対する3番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用地外、面積は400㎡となっております。権利種別は所有権移転、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用の理由は個人住宅となっております。位置図は6ページです。備考として第二種農地となっております。昨年の豪雨災害では譲受人のご自宅は大丈夫でしたが、毎年、裏山のほうから土砂崩れをしていて怖いということで、叔父である譲渡人の申請地を譲ってもらい、建てたいということです。畑の一部に建てるので、裏の畑は残ります。そのため、西側に道を作って畑へ行けるようにするということでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第二種農地となります。農地の区分と転用目的は、申請地は第二種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございます。1番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

(議長を職務代理者と交代する)

- (職務代理者) それでは、議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。
4番について10番委員の調査報告をお願いします。

- (10番委員) おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する4番の報告をい

たします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農用外で面積は1,680㎡でございます。所有権移転でございます、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電施設でございます。370Wの312枚が設置されるということでございました。位置図は7ページをご覧いただきたいと思っております。第3種農地で、農業振興地域外、都市計画区域内でございます。事業計画書が出ておりますので、読み上げます。選定の理由としては、近隣に電線が多く通っており、発電した電気を送電することが安易であるため。また、申請地は他人の土地に囲まれているので、農業を行ったり建築物を建築したりして、人が出入りすることが不便な場所であるため、今回の申請に至ったということでございました。先ほど言いましたとおり、事業面積は1,680㎡でございます。給水は行わず、生活雑排水及び汚水は排出しません。また、雨水等自然排水については、地下浸透及び南側水路へ排水するということでございます。被害防除方策につきましては、造成中は土砂の流出が無いように十分配慮し、流出の危険がある場合は土嚢により流出を防ぎます。また、工事はなるべく早急に行い、隣接境界にはフェンスを設けるということでございます。被害があった場合は、双方で話し合いをして対処をするという事業計画書が出ております。次に農地転用許可申請に係る実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的は第3種農地の転用は、許可することができる。一般基準としまして、1番、3番、4番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長） 5番について4番委員の調査報告をお願いします。
- （4番委員）おはようございます。農地法第5条の5番について報告いたします。議案書をご覧ください。また、位置図は8ページとなっております。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外、面積は640㎡です。権利は所有権移転で譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的としまして、個人住宅になります。備考欄になりますけれども、第2種農地、農業振興地域内、都市計画区域外となっております。譲受人におかれましては、昨年の豪雨災害で被災されまして、現在は仮設住宅で暮らしておられます。被災した住宅も解体が終わりまして、更地になっておりました。譲受人は地元にもどうしても残りたいという強い気持ちを持っておられ、何か土地を見に行かれましたが、条件が折り合わなかったとのこと。近くの山のほうになりますが、申請地を見つけ、譲渡人ともスムーズに話が進み、申請に至ったということでございます。事業計画書になりますが、生活雑排水、汚水につきましては、浄化槽により対応し、道路側溝に排水する。雨水も道路側溝に排水をするということでございます。被害防除方策につきましては、申請地は土手と言いますか、法面が高く、工事期間中はモルタルをする行為はございませんが、5mほど段差がございます。その分住宅を引いて建設をするということでございます。造成中の被害などがあった場合には、責任をもって対応をする。また、完成後も引き続き、譲渡人と譲受人の間で覚書を交わすということございました。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地でございます。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番に相当と判断しました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。
6番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する6番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農用外、面積は466㎡で所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的としまして、資材置場ということです。位置図は9ページです。申請地の奥側の土地が現在、譲受人が使用している資材置場になっております。譲受人の資材置場が不足しているため土地を探していたところ、申請地は国道側の入り口と面しておりまして、譲渡人に譲って欲しいと相談したところ、申請に至ったということでございます。被害防除方策につきましては、堆積や崩壊等の問題が出た場合には、相手方と双方で対処するということです。実質審査表の9ページをご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないということです。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番に相当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。
7番について3番委員の調査報告をお願いします。

○（3番委員）議第49号、農地法第5条の許可申請に対する7番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外で面積は1筆の31㎡です。所有権移転で、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は駐車場です。農地の区分は第3種農地で、農業振興地域外、都市計画区域内です。この土地は既転用です。転用場所は別紙位置図11ページのとおりで、始末書が添付されておりますので、読み上げます。申請地は隣接地とともに譲受人が経営する保育園の駐車場として利用しています。申請地は隣接地から今年2月に分筆登記されたものですが、2年ほど前に譲渡人との間で売買による所有権移転の合意ができたため、農地法による所定の手続きを経ないまま令和元年7月に駐車場として整備してしまい

ました。これは当法人が農地法の趣旨や手続き等を理解していなかったことが原因であり、2年以上に渡って無断転用の状態となっていることを深くお詫び申し上げます。上記の農地法違反について深く反省するとともに、今後はこのようなことがないように十分注意し、農地法を遵守することを誓うという始末書が添付されています。実質審査表をご覧ください。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。
8番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （6番委員）議第49号、農地法第5条許可申請に対する8番の報告をいたします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田が3筆、畑が1筆で、面積は4筆合計の2,328㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりで、転用目的は資材置場となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙位置図12ページのとおりです。1、2点補足いたしますが、資材置場としてはコンクリート製品やU字ブロックなどの置場として、利用されるということでした。申請地は農業委員会になかなか耕作ができないので、新しい所有者を探して欲しいと譲渡人から相談があっていた農地となっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地の区分は第3種農地となっております。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって8番は原案可決いたしました。
日程第3・議第50号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- （事務局次長）日程第3・議第50号 朗読
- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。
- （事務局 坂井）おはようございます。ご報告の前に1点、お話をいたします。今回の案件調査の過程で起きたことについて報告をいたします。この基盤強化促進法による利用権設定は農地の地番、期間、その借賃料等を設定し、貸し手、借り手が自ら記名、押印されたものをこの総会で諮り、意見を決定するものであります。その内容を担当委員さんに確認してもらっております。今回、調査の過程で借り手から「まだ確定していません。」というお返事があったそうです。委員から連絡を受けて事務局から本人に再度確認したところ、本人の勘違いだったということです。今回、早めに連絡いただいたので、利用権設定には修正はありませんが、このようなことに陥らないために改めてお願いしたいことがございます。1点目、利用権設定の申出書には必ず本人もしくは家族に書いてもらってください。本人が書いていたにもかかわらず、今回のようなこともあります。2点目、そして、貸し手、借り手双方に確認を取ってください。
それでは、お手元の資料をご覧ください。令和3年9月15日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が8,276㎡、「畑」が5,189㎡、合計の13,465㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「畑」が775㎡となります。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが2件、公社売り渡しが0件、合計の2件ございました。次に3ページをご覧ください。今回、農業公社（中間管理機構）が仲介します貸借設定関係も表に載っております。公社借入れの手続きは基盤強化法による利用権設定のと同じで、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。今回、新規が6件、再設定が4件、合計の10件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をさせていただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時40分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。
所有移転関係の1番と2番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の1番から10番まで、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第4・議第51号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第4・議第51号 朗読

- （議長）1番について11番委員の報告をお願いします。

- （11番委員）おはようございます。議第51号、非農地証明願の1番の調査報告をい

たします。議案書の6ページをご覧ください。願出人は記載のとおりでございます。土地が2か所ございます。まず(1)のほうですが、土地の所在は記載のとおりでございます。面積は298㎡で、所有者は記載のとおりでございます。現地は公民館前にあり、申請人所有の空き家になっている宅地に隣接しております。申請地は山林化している状態で、大きな大木も生えておりました。9月11日に2番委員と現地調査をして農地復元は不可能であり、非農地証明書の発行については適当と判断をいたしました。次に(2)についてですが、土地の所在は記載のとおりでございます。面積は602㎡で、所有者は記載のとおりでございます。申請地は道と宅地に隣接しております。近くで農業をしている方が所有者から借りて、農作業の資材や機械、トラクターなどを一時的に駐車するために使う農業用のハウスが建っており、その周りは借受人が管理をして、草払いなどをされております。農地として活用できる状態であるので、農地復元は可能であり、非農地証明書の発行については不適當と判断をいたしました。以上で報告を終わります。

○(議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○(議長) 質疑もないようですので、(1)と(2)を分けて採決いたします。

1の(1)について報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1の(1)は原案可決いたしました。

1の(2)について、報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1の(2)は原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

(10時45分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員